

神奈川県支部 協賛団体に関する要領

27. 6. 6 神奈川県支部役員会制定
27. 11. 7 神奈川県支部役員会変更

(目的)

第1条 この要領は、「地域組織運営についての詳細事項に関する規則」第12条、第13条、及び「神奈川県支部の運営における個別事項に関する手引き」第9条、第10条に規定する協賛団体に関する細部運営要領を定める。

(協賛手続等)

第2条 神奈川県支部の協賛団体の申込みに当っては、当支部会員(1名以上)の推薦を得て、協賛団体申込書(様式1)を支部長に提出し、支部役員会の承認を得るものとする。

第3条 協賛団体には、当支部役員会で承認された、技術士を除く「個人事業主」を含むものとする。

(協賛団体の取消し)

第4条 協賛団体から取消しの申し出があった場合は、総務委員会が受付け、支部役員会に報告し承認を得て取消しの手続きを行う。その場合、既に納付された協賛金は、返却しない。

(本要領の改廃)

第5条 本要領の改廃については、本支部、総務委員会において定め、支部役員会の承認を得る。

附則 (平成27年6月6日)

この要領は、平成27年6月6日から施行する。

附則 (平成27年11月7日)

この要領は、平成27年11月7日から施行する。

公益社団法人日本技術士会 神奈川県支部協賛団体申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 日本技術士会
神奈川県支部 支部長 ○○ ○○殿

神奈川県支部協賛団体に申込みたく、宜しくお願ひ申しあげます。

住 所

社 名

代表者

印

協賛団体名 :	
代 表 者 :	印
住 所 :	〒
T E L :	_____
F A X :	_____
E-mail :	
業 種 :	
推 薦 者 :	印

1. 申込書送付先

〒231-0023

横浜市中区山下町1 シルクセンターM209号

公益社団法人 日本技術士会 神奈川県支部

TEL 045-210-0337 FAX 045-210-0338

2. 協賛金 年会費 : 別途規則による

3. 会費振込先 : 横浜銀行 県庁支店 普通口座 口座番号 6017127

口座名義 公益社団法人 日本技術士会 神奈川県支部

4. 別に定める協賛団体に関する規約類を遵守するものとする。

○○○○○殿

貴団体は、別に定める協賛団体に関する規則に基づき、平成 年 月 日の支部役員会議において、協賛団体として承認されました。

平成 年 月 日

公益社団法人 日本技術士会

神奈川県支部 支部長

○ ○ ○ ○ 印

協賛団体に関する規約類（抜粋）

（協賛手続等）

1. 神奈川県支部（以下、当支部という）の協賛団体になるには、当支部会員（1名以上）の推薦を得て協賛団体申込書を支部の長に提出し、支部役員会の承認を得るものとする。
2. 協賛金の金額は、年間一口2万円とする。
3. 当支部は、協賛団体の資格を得た者を協賛団体名簿で管理しなければならない。
4. 協賛団体には当支部役員会で承認された個人事業主も含むものとする。

（協賛団体の取消）

1. 協賛団体に、本会又は当支部組織の秩序又は信用を害する等好ましくない行為があった場合、当支部役員会の決議を経て、協賛団体であることを取消すことができる。
その場合、納付された協賛金は返却しない。
2. 協賛団体から協賛団体取消しの申し出があった場合は、管理部門（総務・広報委員会）は、支部役員会に報告し、承認を得て取消の手続きを行う。
その場合、既に納付された協賛金は返却しない。

（行事参加）

1. 協賛団体は、当支部が主催する会合、講演会等（懇親会は除く）に協賛金1口あたり2名まで無料で参加することができる。

註： 規約類とは、下記を指す

1. 地域組織の運営についての詳細事項に関する規則
2. 神奈川県支部の運営における個別事項に関する手引き
3. 協賛団体運営要領